



2022年2月18日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 C O O 廣田 康人
(コード番号：7936 東証第一部)
問合せ先 執行役員法務・知財統括部長 堀込 岳史
TEL. (050) 1741-0828

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月25日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年の会社法改正により、株主総会資料の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2022 年 3 月 25 日 改正附則</u></p> <p><u>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</u></p> <p><u>① 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 第 1 項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または第 2 項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

第 68 回定時株主総会	2022 年 3 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	同上

以上